

特記仕様書

委託業務名: 令和6年度 首里城跡外郭城壁測量・悉皆調査業務委託

業務位置: 沖縄県那覇市首里当蔵(史跡「首里城跡」地内)

業務期間: 契約締結日から令和7年3月31日まで

委託概要: 以下のとおり

第1章 総則

(総則)

第1条 本業務は、本特記仕様書による他、令和6年3月に適用された公共工事設計労務単価(国土交通省)、その他の文献(以下これらを「仕様書等」という。)に基づき実施するものとし、本特記仕様書に明記されていない事項は、委託者(以下、甲とする)と受託者(以下、乙とする)が協議して決定するものとする。

(目的)

第2条 本仕様書は、史跡首里城跡の保存及び活用を図るため、石垣等の情報をレーザー測量により正確に把握し、石垣カルテを作成することを目的としている。

第2章 基本事項

(準拠する法令等)

第3条 乙は、本仕様書ならびに下記に列挙する各法令等に基づいて、本業務を実施する。

- (1) 文化財保護法
- (2) 測量法、国土交通省の定める公共測量作業規程
- (3) 沖縄県測量業務共通仕様書
- (4) 航空法
- (5) その他関係する法令及び規定

(管理技術者及び担当技術者)

第4条 乙は、本業務を実施するにあたっては、甲の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊かな管理技術者を定めるとともに、調査職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従うものとする。

- (1) 石垣計測業務の技術担当者は、測量法第49条に定める測量士の資格を有するものでなければならない。
- (2) 石垣点検調査業務の技術担当者は、沖縄県内のグスク等の石垣修復工事や設計などに従事した経験を持ったものでなければならない。

(兼任の禁止)

第5条 管理技術者と担当技術者は兼任することはできない。

(調査用具・機材)

第6条 調査用具・機材は、乙が準備するものとする。調査業務を開始する際には、それらの酬・点検を行い、調査に支障のないよう、十分配慮する。また、用具のうち、調査職員が特に用意したものあるいは指

示したものについては、これを使用するものとする。

(作業日時)

第7条

- (1) 本業務における現場作業は、平日(月曜日～金曜日)に実施し、土日及び祝祭日は原則休日とする。但し、諸事情でやむを得ず休日に作業を実施する場合は、予め甲と協議しその承諾を得なければならない。
- (2) 作業時間は、甲の定める沖縄県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(8時30分～17時15分)に準ずるものとする。但し、諸事情でやむを得ず指定された時間外に作業を実施する場合は、予め甲と協議しその承諾を得なければならない。
- (3) 原則として1日8時間を超過しての現場作業は行わない。但し、諸事情でやむを得ず時間外に作業を実施する場合は、予め甲と協議してその承諾を得なければならない。
- (4) 雨天等の天候の都合により現場作業不可とする場合は、速やかに調査職員と連絡調整を行い、その承諾を得るものとする。

(作業計画書の提出)

第8条 本業務は、国指定史跡「首里城跡」で実施する業務に加え、国及び県が管理する区域内での作業となることから、各種申請が必要となるため、調査職員と協力して作成するものとする。

- (1) 現状変更許可申請書・・・甲が作成する。作成に必要な図面等は乙が作成し、甲に提出する。
- (2) 作業計画書・・・乙が作成し、甲へ提出する。記載内容は沖縄県測量業務共通仕様書の基づく業務計画書の内容に、下記事項を追加したものとする。
 - ア 安全管理について
 - イ 樹木伐採計画について
 - ウ その他調査職員が指示する事項

第3章 業務内容

(業務概要)

第9条 本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 石垣レーザー測量業務
- (2) 石垣カルテ作成業務

(石垣レーザー測量業務)

第10条 石垣レーザー測量業務とは具体的に次の業務の指すものとする。

首里城公園石垣のレーザー測量 (対象面積約 1, 103 m²)

- (1) 現地踏査
- (2) レーザー測量
- (3) 立面写真(ドローンによる高所撮影を含む)
- (4) オルソ画像作成
- (5) 図面作製(立面図作成)
- (6) 報告書作成

(石垣カルテ作成業務)

第 11 条 石垣カルテ作成とは、具体的に次の業務を指すものとする。

(1) 作業計画

- ・作業がスムーズに進むよう、甲と協議を十分に行った上で事前の計画をたて、無理なく作業が進むようにする。
- ・既存資料の収集を行い、点検前に当該箇所状況を整理する。
- ・作業計画書の作成を行い、記載内容についての確認を行う。

(2) 石垣の各面に石垣番号を付加

- ・城内全体平面図を基に石垣区分(範囲)ごっこ番号を付け、石垣カルテの管理番号とする。

(3) 石垣の清掃

- ・石垣の撮影(計測)を行う際に草木に覆われている場合は、除草等を行い石垣の石が写るように清掃を行う。

(4) 石垣の撮影

- ・石垣の撮影を行う場合、基本的には正面から石垣 1 面が入るように撮影を行う。1 カットで収まらない場合は、複数枚ラップするように撮影を行う。
- ・石垣が災害を受けたときの資料となるため、孕んだ部分など注意を要する場合は、高画質でアップした状態で撮影を行う。

(5) 写真の整理及び危険箇所のマーキング

- ・撮影された写真は、各石垣の面毎に整理していくが、孕んだ部分・欠けた部分・転石部分・歪んだ部分等は写真にマーキングを行い注記する。

(6) 石垣カルテによる点検事項の記入

- ・カルテの定められた項目に従い石垣の状況を記入していく。

(7) 石垣カルテの現地補足

- ・写真等で判断のつかない箇所や不明部分については、再度現地にて調査し判定を行う。

(8) 石垣の危険度に応じた石垣の選定

- ・石垣の孕んだ部分・欠けた部分・転石部分・歪んだ部分等については、ランク付けを行い、危険度にあわせて石垣の選定を行う。
- ・点検中に早急に対応が必要な変状を発見した場合は、速やかに担当調査員に報告を行い、対応策の提案を行う。

(9) 報告書の作成

- ・石垣の危険度や石垣の修復歴についてとりまとめを行い、全体の状況を把握するとともに、今後の管理資料としてのとりまとめを行う。

(10) 照査

(石垣カルテ作成方法)

第 12 条 現地調査に基づき、石垣の積方・石目・加工状況・健全度・損傷度・危険度を判定し修復が必要な区間(箇所)については調査職員と協議し、判定基準を設定する。

報告書作成においては、文化財保護の観点から、国指定もしくは県指定の史跡文化財石垣復元・補修工事や設計に従事した経験を持つ技術者の考察を入れとりまとめるものとする。

(打合せ協議)

第 13 条 打合せ協議は、業務着手時、終了時、中間を含めて 3 回程度行うものとする。但し、甲が必要と

認められた場合は、この限りではない。

(草木伐採)

第 14 条 石垣の詳細な調査を実施するため、当該地内において、その妨げとなる草木の伐採作業を人力により行う。但し、伐根は伴わず、必要最小限の範囲で実施する。

- (1) 草木の伐採を実施する場合は、文化財保護法に基づく申請等が必要となっていることから、調査職員の承諾を得て行う。
- (2) 草木の伐採は間引く程度とし、大きく景観が変化することのないようにする。

第 4 章 安全衛生管理・環境対策

(安全管理)

第 15 条

- (1) 乙は、業務を実施するにあたり、労働安全衛生法等の法令を遵守し、安全確保に努めなければならない。
- (2) 業務期間中、現場調査の工程全般において安全性確保に常に留意して現場管理を行い、事故・災害等の防止に万全を期さなければならない。万一、事故・災害等不測の事態が生じた場合は、迅速に必要な処置を講じるとともに調査職員に報告しなければならない。
- (3) 業務期間中、週に一日は安全日を設定し、事故・災害防止・保安に関わる処置及び予防効果の確認を行うとともに、安全意識の高揚並びにその維持に努めなければならない。
- (4) 業務期間中、必要と認める場所・範囲について関係者以外の立入禁止表示板や侵入防止柵の設置等を行うものとする。
- (5) 乙は、重機の運転などの作業で、政令に定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務にかかる免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務にかかる技能講習を修了した者、その他厚生労働省で定める資格を有するものでなければ、当該業務に就かせてはならない。

(安全管理 ドローン)

第 16 条

- (1) 調査箇所及び当該空域における法規制・条例等の法令を遵守し、第三者の上空を飛行させることのないよう、補助者の配置や立入り管理区画を設定し、安全確保に努めなければならない。
 - ・航空法・同法施行規則
 - ・国交省航空局などの定めるガイドライン
 - ・首里城公園管理者(国・県等)が利用ルールを定めている場合の条例等
- (2) ドローンを飛行する際は、影響箇所に来園者が立ち入らないように安全対策措置を実施すること。
- (3) ドローンの飛行時間は1日のうち3時間までとし、飛行時間帯は午前 12 時前後の時間帯とする。
- (4) ドローンの飛行は城郭外側のみとし、石垣をまたいで城郭内に侵入することがないようにする。

(衛生管理)

第17条

- (1) 乙は調査区の整趣頓、片付け清掃等を行い、安全衛生に努めなければならない。
- (2) 作業員が円滑・安全に作業ができるように、飲料水の供給・救急用具の常備を行うものとする。

(保安対策)

第18条

- (1) 乙は交通安全・災害・公害防止・防犯・不発弾の発見等について、必要に応じて関係機関、地元関係者ならびに調査職員と緻密に連絡をとり、万全を期すものとする。
- (2) 不発弾等の危険物が発見された場合、安全に撤去されるまでの間、破損や紛失がないように十分に注意し、適切な手段で現地にて保管・管理するものとする。また不発弾発見記録簿を作成するものとする。不発弾発見記録簿については調査職員と受託調査員等が協議・検討して体裁を整えることとする。

(普通損害保険への加入)

第19条

- (1) 測量業務等の作業時における不慮の事故等に備えて普通損害保険に加入しておくものとし、調査着手前に加入証明書類を甲に提出すること。

(環境対策)

第20条

- (1) 業務期間中、周辺の自然・生活環境へ悪影響を及ぼさないように努めるものとする。
- (2) 振動・騒音対策、赤土砂等流出防止対策等、事前に関係機関に許可が必要な場合は対策を講じる前に調整の上許可を得ること。
- (3) 大雨・台風等の警報、注意報が発令された場合、あるいは必要と認められる場合は、調査区及びその周辺の災害防止に努めなければならない。

第5章 検査及び成果品

(検査)

第21条

- (1) 本業務は、成果品の検査をもって完了とする。但し、完了後といえども誤診点が発見された場合においては、修正又は再作業を行うものとする。
- (2) 成果品は、全て甲の所有とし、甲の承諾なしに公表又は貸与してはならない。

(成果品)

第22条

- (1) 本業務の成果品は下記のとおりとする。

成果品一覧表

- | | |
|-------------------|-----|
| 1) 点検結果報告書（石垣カルテ） | 1部 |
| 2) 各種図面 | 各1部 |
| 3) 点群データ | 1式 |
| 4) 電子データ（DVD等） | 1式 |
| 5) その他（指示するもの） | |